相続税 R4 平成 27 年贈与税対応版(Ver.15.20)の予定

平成 27 年分の贈与税の申告書に対応した「相続税 R4 平成 27 年贈与税対応版 (Ver.15.20)」のリリー ス予定について、以下のとおりご連絡します。このプログラムは、平成 27 年1月1日以降に発生した 相続税および贈与税の申告に使用していただけます。

なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承願います。

- 1. 発行プログラムと対象バージョン
- 2. リリース時期(予定)
- 3. 贈与税改正の内容について
- 4. システムの主な対応内容(税制改正関係)(予定)
- 5. システムの主な対応内容(機能改善関係)(予定)
- 6. 発生障害の対応内容
- 7. バージョンアップ後の確認事項
- 8. フォルダー構成

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップの対象	
相続税 R4	Ver. 15. 20	Ver. 15. 10/15. 10a/15. 11	
YUL 15 00 。のが、ジェンマープ味にライキンフ認証が必要にわります			

※Ver.15.20 へのバージョンアップ時にライセンス認証が必要になります。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアッ プされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および 接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。これらをイ ンストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

R4 コンバーター	コンバート先 (相続税 R4)	コンバート元 (旧製品)
	Ver. 15. 2	相続・贈与税顧問:Ver.H27.10、H27.20 財産評価顧問 : Ver.H27.10
Ver.2.80 (予定)	Ver. 14.3	相続・贈与税顧問: Ver.H26.10、H26.20、H26.30 財産評価顧問 : Ver.H26.10
	Ver. 13. 1	相続・贈与税顧問:Ver.H25.10、H25.20 財産評価顧問 : Ver.H25.10、H25.11

※コンバートを行う環境には、上記バージョンの旧製品プログラムがセットアップされている必要があります。

※旧製品の平成26年版データを相続税R4 平成27年版へ直接コンバートすることはできません。

2. リリース時期(予定)

- **2-1. Eiボードダウンロードマネージャーの公開(予定)** 2016年1月21日(木)
- 2-2. マイページのダウンロード公開(予定)

2016年1月21日(木)

2-3. オプションCD保守契約 送品開始(予定)

•	インターKX 相続税 R4	:2016年1月29日	(金)
•	相続税顧問 R4	:2016年1月29日	(金)

(参考)平成27年分贈与税の申告と納税は、平成28年2月1日(月)から3月15日(火)までです。

2-4. R4コンバーター Eiボードダウンロードマネージャー/お役立ちToolsの公開(予定)

2016年1月20日(水)

2-5. 贈与税の電子申告対応について

平成 27 年分贈与税の電子申告に対応した相続税 R4 電子申告プログラム (Ver.15.2.e1) は、電子 申告 R4 (Ver.15.20) と同時に 2016 年 1 月 29 日(金) にダウンロード公開する予定です。

3. 贈与税改正の内容について

システムに関係する贈与税改正の内容は、次のとおりです。

3-1. 暦年課税贈与の贈与税の税率構造の見直し

最高税率の引上げや直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率構造が、次のとおり変更になりました。

	みても	一般贈与財産		特例贈与財産	
基礎控除後の課税価格	税率	一般 税率	控除額	特例 税率	控除額
~ 200 万円以下	10%	10%	—	10%	—
200 万円超 ~ 300 万円以下	15%	15%	10 万円	150/	10 五田
300 万円超 ~ 400 万円以下	20%	20%	25 万円	19%	10 77 13
400 万円超 ~ 600 万円以下	30%	30%	65 万円	20%	30 万円
600万円超~1,000万円以下	40%	40%	125 万円	30%	90 万円
1,000万円超~1,500万円以下		45%	175 万円	40%	190 万円
1,500万円超~3,000万円以下		50%	250 万円	45%	265 万円
3,000万円超~4,500万円以下	50%	FF0/	400 王田	50%	415 万円
4,500万円超~		00 %	400万円	55%	640 万円

■特例贈与財産(特例税率を適用する財産)

暦年課税の場合において、直系尊属(父母・祖父母など)からの贈与により財産を取得した 受贈者(財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限る)については、「特 例税率」を適用します。

■ 一般贈与財産(一般税率を適用する財産)

上記の「特例税率」の適用がない財産については、「一般税率」を適用します。

3-2. 相続時精算課税制度の見直し

適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変更されました。

- ・適用対象とされる贈与者の年齢制限の引下げ
- ・適用対象とされる受贈者に贈与者の20歳以上の孫が追加

	改正前	改正後
贈与者	 ・贈与をした年の1月1日において 65歳以上の父母又は祖父母など 	・贈与をした年の1月1日において 60歳以上の父母又は祖父母など
受贈者	 ・贈与をうけた年の1月1日において 20歳以上の者 ・贈与を受けた時において贈与者の 推定相続人 	 ・贈与をうけた年の1月1日において 20歳以上の者 ・贈与を受けた時において贈与者の 推定相続人及び孫

3-3. 住宅取得等資金の贈与税の非課税

平成 27 年1月1日から平成 31 年6月 30 日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与に より、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等(以下「新築等」)の対 価に充てるための金銭(以下「住宅取得等資金」)を取得した場合において、一定の要件を満た すときは、非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

■住宅取得等資金の受贈者ごとの非課税限度額

住宅用の家屋の種類	省エネ等住宅	左記以外の	消費税等の税率が 10%の場合	
住宅用家屋の新築 等に係る契約の締結日		住宅	省エネ等住宅	左記以外の 住宅
平成 27 年 12 月 31 日まで	1,500 万円	1,000 万円		
平成 28 年 1月 1日から 平成 29 年 9月 30日まで	1,200 万円	7 00 万円	_	—
平成 28 年 10 月 1 日から 平成 29 年 9 月 30 日まで			3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月 1 日から 平成 30 年 9 月 30 日まで	1,000 万円	500 万円	1,500 万円	1,000 万円
平成 30 年 10 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで	800 万円	300 万円	1,200 万円	700 万円

■震災に係る住宅取得等資金の受贈者ごとの非課税限度額

住宅用の家屋の種類	省エネ等住宅	左記以外の 住宅	消費税等の税率が10%の場合	
住宅用家屋の新築 等に係る契約の締結日			省エネ等住宅	左記以外の 住宅
平成 31 年 6月 30 日まで			—	—
平成 28 年 10 月 1 日から 平成 29 年 9 月 30 日まで	1,500 万円	1,000 万円	3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで			1,500 万円	1,000 万円

《参考》国税庁のホームページ

相続税及び贈与税の税制改正のあらまし(平成27年1月1日施行)

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/aramashi/

「住宅取得等資金の贈与税の非課税」のあらまし

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/pdf/jutaku27-310630.pdf

3-4. 様式変更

贈与税の次の帳票が変更される見込みです。

帳票名
第一表 贈与税の申告書
第一表の二 贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
第一表の三 贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
第二表 贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)
第三表 贈与税の修正申告書 (別表)
第三表 贈与税の修正申告書 (別表の付表)
農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書
株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)
相続時精算課税選択届出書

4. システムの主な対応内容(税制改正関係)(予定)

贈与税改正に伴う主な対応内容は、以下のとおりです。

4-1. 贈与税 帳票の変更(贈与税改正対応)

システムで対応している贈与税関係の帳票の主な変更点は次の予定です。印刷フォーム、入力画面などを変更します。

表番号	変更内容
第一表	 ・欄外右上の帳票 ID の変更 ・財産区分(特例贈与財産、一般贈与財産)の追加 ・国外財産に該当するか否かの区分の追加 ※種類別財産入力に、「財産区分」(特例贈与、一般贈与)、 「国外財産」の項目を追加 ※種類別財産一覧に、「財産区分」、「国外財産」の表示 を追加
第一表の二	 ・タイトルの年分:平成 26 年分→平成 27 年分 に変更 ・非課税限度額: (1,000 万円又は 500 万円) → (1,500 万円又は 1,000 万円) に変更 ・「非課税限度額の残額の計算」欄が「非課税限度額」欄に変更 ・新築・取得・増改築等に係る契約年月日:項目追加
第一表の三	 ・タイトルの年分:平成 26 年分→平成 27 年分 に変更 ・「非課税限度額の残額の計算」欄が「非課税限度額」欄 に変更 ・新築・取得・増改築等に係る契約年月日:項目追加
第二表	・欄外右上の帳票 ID の変更 ・国外財産に該当するか否かの区分の追加
第三表(別表)	 ・タイトルの年分:平成 26 年分→平成 27 年分 に変更 ・非課税限度額の変更 ・第一表・第一表の二・第二表の変更に伴う変更
第三表 (別表の付表)	・タイトルの年分:平成 26 年分→平成 27 年分 に変更 ・第一表の三の変更に伴う変更
農地等の贈与税の納税猶 予税額の計算書	・第一表の項目追加に伴う変更
株式等納税猶予税額の計 算書(贈与税)	・説明の変更

相続時精算課税選択届出	・マイナンバー記載欄の追加
書	※平成 28 年分の届出書から記載します。平成 27 年分は
	記載不要です。
	・「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人 <u>又は孫</u> となっ
	た場合」、「推定相続人 <u>又は孫</u> となった理由」、「推
	定相続人 <u>又は孫</u> となった年月日」に変更

4-2. 第一表の二(第一表の三)非課税枠の選択リストの変更(贈与税改正対応)

第一表の二(租税特別措置法適用)が選択されている場合の「非課税枠」の選択リストを変更し ます。

業務メニュー	第一表の二 住宅取得等資金	£			
✔ 閉じる(Esc)	上書(F9) プレビュー(F11)	み へルプ(F1)			
第一表の二	1 (租税特別措置法適用]) •	非課税枠	1,500万円	•
先頭(<u>T</u>)	前へ(E)	1 / 1 📝	欠へ(N)	最終(<u>E</u>)	

適用法	非課税枠
第一表の二(租税特別措置法適用)	1,000 万円 1,500 万円
第一表の三 (震災特例法適用)	1,000 万円 1,500 万円

(参考)住宅取得等資金の贈与税の非課税限度額を適用して、「第一表の二又は第一表の三」を作 成する場合は、あらかじめ、次の設定がされている必要があります。



4-3. 相続税 第4表の付表 帳票追加

次の帳票の入力画面と帳票印刷に対応します。

対応帳票

第4表の付表 相続税額の加算金額の計算書付表(措置法第70条の2の3第10項第2号 に規定する管理残額がある場合)(平成27年4月分以降用)

4-4. 相続税 第8の4表 入力画面の追加

次の帳票印刷には対応していませんが、第1表、第8の5表に転記する項目の入力画面のみ対応 します。

未対応帳票

第8の4表 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

第8の4表の付表 医療法人の持分の明細書・基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書

※第8の4表、第8の4表の付表を作成する場合は、税務署用紙に手書きにて作成をお願いします。

■入力画面の追加

第8の4表、第8の 4表の付表の計算結 果のみ入力する画 面を追加します。

業務メニュー 第8004表 医療法人特分納税猶予税額等の計算書										
閱(
**	※第8の4表、第8の4表の付表には対応しておりません。第8の4表および第8の4表の付表の計算結果を入力します。									
医	秦法	长人持分相続人等							サンブル 二郎	
2	医	療法人持分納税猶予税額	R	は医療法人持分税額控除額の計算						
9	医	療法人持分納税猶予税額	等							0
	1	イ 「納税猶予及び免除の)特	例」の適用を受ける場合	医療法	5.人持分納税猶予税額	A	õ		0
100	F		(4)持分の全てを放棄したとき	医療法	长人持分税額控除額	В	0		0
		の適用を受ける場合	(0) 持分の一部を放棄し、残余の部 分を基金として拠出したとき	医療注 (第80	も人持分税額控除額 04表の付表のFの金額)	В	o		0
r	垒	5.8の1ま も	<u>۲</u>	次 田 4 】					Δ	
	*	3007412 1	兀1	为有丌似】	1002 N = 1					
2	5,	景法人持分朝祝猶予祝萄	IX.	は医療法人持分祝観控隊観の計算					—7 F—	н
1	(医療法人持分相続人等の第1	長の	(18+20-12))の金額						
2	② 特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額(1の⑬×1の⑤/1の(⑤+⑥))									
3	③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)									
(1)	 ④ (②+③-医療法人持分相続人等の第1表の③)の金額(赤字の場合は0) 									
6	⑤ 医療法人持分相続人等の第1表の⑥の課税価格に基づく算出税額(その医療法人持分相続人等の第1表の(⑨(又は⑩)+⑪ー⑫)) (赤字の場合は0)(注1#問)									
6	⑥ (①+④-⑤) の金額(赤字の場合は0)									
0	⑦ (④-⑥) の金額(赤字の場合は0)									
(8)	⑧ 特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等(注2参照)									
イ <u>(医療法人名)</u> に係る医療法人持分納税猶予税職等(⑦×イの持分の価額/1の①)(100円未満切捨て) 00										
	□ <u>(医療法人名)</u> に係る医療法人特分納税猶予税額等(⑦×□の特分の価額/1の①)(100円未満切捨て) 00									
 ③ 医療法人持分納税猶予税額等(⑦の金額(100円未満切捨て)(又は⑧の金額の合計額))(注2事用) 00 										
	イ	「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合 医療法人特分納税猶予税額(注3#用) (③の金額を転記します。)						A	00	
10	ц	「医療法人の持分について の税額控除の特例」の適用 を受ける場合	(1)	() 持分の全てを放棄したとき		医療法人持分税額控除額(活 (⑩の金額を転記します。)	E 3 参照	0	В	00
			(¤)	持分の一部を放棄し、その残余の部分を 拠出型医療法人の基金として拠出したとき (*第8の4表の付表の計算明細の各欄を記入し	:基金 ます。)	医療法人持分税額控除額(約 (第8の4表の付表のFの金額)	E3 参照 と転記	り しま [.]	в +_)	
	_		_				_	_		_

■医療法人持分 関連項目の追加

・[案件基本情報]→[相
 続税]の特例適用情報
 に「医療法人持分納税
 猶予・税額控除」を追加します。

※ [相続人情報登録] で 「医療法人持分相続 人」にチェックが付い ている相続人がいる場 合に、チェックが付き ます。



 ・ [相続人情報登録] → [相続 人情報] で「納税猶予(税額 控除)」に「医療法人持分相 続人」を追加します。
 第8の4表、第8の4表の付 表を作成する相続人はチェッ クを付けます。

個人情報									
No.	フリガナ	サンプル ジロウ			生年月日	昭和61年 3月30日			
	氏名 ※	サンプル 二郎			年齢	29 歳			
4	郵便番号住所	135-0001 🗸	東京都) 00マ1	工東区ムム5-4-3 ンション802号室					
	電話番号	03 - 987	6 - 0000	I	職業	Iプソン産業取締役			
☑ 相約	続人情報								
		二男 - 2割加算							
続柄	*	🗆 配偶者		□ 配偶者軽減適用					
		□ 養子		▶ 法定相続外					
相続人	\区分	☑ 相続人		▶ 相続放棄					
取得原	迅	☑ 相続		🗆 遺贈	〕 」 12月 1月				
法定相	目続割合	1 🔹 /	2 🔹	× =	1 💠 /	/ 4 + / / 8 +			
未分割	削割合	1 🔶 📝	8 🔶						
あんえ	別合切上順位	4 🔶 位							
相続確	翻訳日付	平成27年 9月1	8日 👻						
無制限納税義務者		○無制限 ○制限							
	猶予	□ 農業相続人							
納税獾		□ 経営承維人							
(税額	控除)	□ 林業経営相続人							
		☑ 医療法人持	分相続人						
過去未	k成年者控除	0 ♣歳 0円							

5. システムの主な対応内容(機能改善関係)(予定)

機能改善等の主な対応内容は、以下のとおりです。

5-1. 土地等(路線価方式)の評価 「雑種地」の対応(財産評価)

- ・土地及び土地の上に存する権利の評価 第1表「容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地」欄は、細目(現況地目)が「宅地」の場合に「控除割合」を入力できるようにしていますが、「雑種地」のときも入力できるように変更します。
- ・土地及び土地の上に存する権利の評価 第2表「貸宅地」欄は、細目(現況地目)が「宅地」の 場合に「借地権割合」を入力できるようにしていますが、「雑種地」のときも入力できるよう に変更します。

5-2. 土地等(路線価方式)の評価 分割評価内訳明細書 項目名の変更(財産評価)

[分割総合] タブや「分割評価内訳明細書」の「地積」には、持分割合を反映する前の実測地積 を出力しているため、項目名を「実測地積」に変更します。

【参考】

分割総合データの [概要] タブの「実測地積」には、土地全体の実測地積を入力します。分 割加算データに持分割合を入力している場合でも、分割総合の実測地積は土地全体の地積で 計算します。

5-3. 立木の評価「総合等級(指数)」小数点以下の桁数増加(財産評価)

山林・森林の立木の評価で、「総合等級(指数)」欄は、小数点以下2桁となっていますが、「小 数点以下3桁に変更します。

- ・「総合等級の計算方法」が「総合指数」の場合には、計算結果が小数点以下 3 桁になる場合 があります。
- ・また、財産連動先の「種類別財産(債務)入力」の「その他の財産」で、「立木」、「その 他」の「倍数1」を小数点以下3桁に変更します。
- ※Ver.15.20 ヘデータ変換後、「総合指数」が選択されていて、「総合等級(指数)」が小数 点以下3桁になる場合は、「算出額」が変更される場合があります。

5-4. 取引相場のない株式の評価 第4表 「直前期末の資本金等の額」がマイナスのときは、(C)、 (D)を負数で計算するように変更(財産評価)

取引相場のない株式の評価 第4表の(C1)、(C2)、(C)、(D1)、(D2)、(D)は、国税庁の「取引相場 のない株式(出資)の評価明細書の記載方法等」で説明されているように負数のときは、0とし て計算していますが、「直前期末の資本金等の額」がマイナスになっている場合は、マイナスの まま計算するように変更します。

【ご注意】

Ver.15.20 ヘデータ変換後、「直前期末の資本金等の額」がマイナスになっている場合は、評価額の見直しをお願いします。

5-5. 法定相続人がいない案件の対応(相続税)

.....

法定相続人がいない場合でも相続税の申告書が作成できるように対応します。 法定相続人がいない場合は、法定相続割合が1でないため、財産の登録などができずに相続税申 告ができないようになっていました。

-----【データ変換後の確認事項】 Ver.15.20 ヘデータ変換後、または [旧バージョンデータ読込] 後に、「法定相続人がいない 案件」(法定相続割合、未分割割合の合計が「0.0000」)を起動した場合は、次のメッセージ が表示されます。 相続税 X 法定相続割合または未分割割合の合計が1ではありません。 財産評価、相続税、相続税試算表などの処理はできません。 ÖK [相続人情報登録]→[相続人情報一覧]で、[確定]をクリックしてください。 相続税の申告書などが入力できるようになります。 業務メニュー相続人情報一覧 ★ 🔍 🦧 🖓 確定(F10) 変更(<u>C</u>) 削除(D) 下へ移動(₩) i启力n(A) コピー(0) トへ移動(P) 納税猶予(税額控除) 相続人 続柄 No. 氏名 法定相続割合 未分割割合 農地 株式 山林 医療 割合合計 0.0000 0.0000

5-6. 種類別財産(債務)入力 入力画面の改善(相続税、贈与税)

種類別財産(債務)一覧画面および種類別財産入力画面について、横サイズが長く、横スクロー ルが必要な状態であったため、推奨解像度環境では横スクロールが発生しないようにするなど、 入力レイアウトを見直しました。

(推奨解像度(ウィンドウサイズ)は、中フォント1280×1024以上、小フォント1024×768以上)

5-7. 第11表 入力画面の追加(相続税)

・第11表に、第11表合計表と第15表財産明細別の入力画面を追加します。 未分割割合で自動計算した未分割財産の価額を修正できるようにします。 ・第11素の合計表に印刷する合類を、選択できるようにします。

7	月11 衣り口可衣に印刷りる並領で	こ、 医扒 くさるようにしより。
	選択する項目名	説明
	未分割割合であん分した額	<u>未分割財産の価額の合計額</u> を未分割割合であん分計算
	細目別(第 15 表)の合計額	<u>細目別の未分割財産</u> を未分割割合であん分計算した価額の合計額

業務	業務メニュー 第11表 相続税がかかる財産の明細								
閉じ	◆ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■								
		+		(各人の合計)		1	2		3
	合計表				差額	サンブル 花子	サンブル 一郎		乙山 万里子
	分割財産の	価額	1	1,117,865,953		114,440,998	858	,283,356	72,379,793
۲	未分割割合:	であん分	した	額					
	未分割財産の	の価額	0	215,605,349	0	107,802,674	26	, 950	第 11 表合計表
	取得財産の	西額	3	1,333,471,302		222,243,672	885	,234,UZ5	99,330,462
0	細目別(第1	l5表)の	合計	額					
	未分割財産の	の価額	\oslash	215,605,349	0	107,802,675	26	,950,670	26,950,669
	取得財産の	西額	3	1,333,471,302		222,243,673	885	,234,026	99,330,462
細	目別(第15表	5)							
		分割財務	産	213,610,000	213,610,000 0		213	,610,000	0
	⊞	未分割		0	0	0		0	0
		取得財務	産	213,610,000		0	213	,610, <u>000</u>	0
		分割財務	童	0		0			
	畑	未分割		0	0	0		Я	月10衣別生神日
		取得財務	童	0		0		0	0
1		分割財務	産	196,888,544		0	91	,050,144	68,650,400
土地	宅地	未分割		204,696,050	0	102,348,025	25	,587,007	25,587,006
		取得財務	童	401,584,594		102,348,025	116	,637,151	94,237,406
		分割財務	童	101,250,000		0	101	,250,000	0
	山林	未分割		0	0	0		0	0
		取得財務	童	101,250,000		0	10/	,250,000	0

5-8. 案件基本情報 税理士署名押印欄の対応(贈与税)

平成26年度税理士法改正、補助税理士制度の見直し(平成27年4月1日施行)がなされたこと に伴い、税理士情報の設定方法や税務書類の税理士署名押印欄の出力方法を変更しました。 贈与税の次の帳票について対応します。

第一表 贈与税の申告書、第一表 贈与税の申告書(修正)、相続時精算課税選択届出書 ※相続税については、前回の平成27年相続税対応版(Ver.15.1)で対応済みです。

■案件基本情報 設定項目の追加

[印刷設定] タブ→ [贈与税] タブの「第一表 贈与税の申告書」、「相続時精算課税選択届出書」 に、「税理士 事務所名」、「税理士登録区分」、「税理士 直接受任」を「印刷する/印刷しな い」の設定を追加します。

■印刷初期値設定設定項目の追加

[設定] タブ→[印刷初期値設定] → [贈与税] タブの「第一表 贈与税の申告書」、「相続時精 算課税選択届出書」に、「税理士 事務所名」、「税理士登録区分」、「税理士 直接受任」を「印 刷する/印刷しない」の設定を追加します。

※「印刷初期設定」は、案件データを新規に作成するときの初期値になります。

■印刷条件設定 設定項目の追加

「第一表 贈与税の申告書」、「相続時精算課税選択届出書」のプレビューで、[設定]ボタン→ 印刷条件設定[固有設定]タブに、「税理士 事務所名」、「税理士登録区分」「税理士 直接受 任」を「印刷する/印刷しない」の設定を追加します。

5-9. 税務代理権限証書の添付書面 機能の改善(相続税、贈与税)

添付書面の第1項、第2項を起動するボタンを別々に設けて、税目ごとに作成できるように改善 します。

また、第1項と第2項をあわせて8件(8税目)の添付書面が作成できるようになります。



6. 発生障害の対応内容

次の問題に対応しました。

6-1. 土地(路線価方式)ゴルフ場用地等 自用地の評価額の端数処理不正(財産評価)

土地及び土地の上に存する権利の評価 第2表「ゴルフ場用地等」の「自用地の評価額」の端数処 理を四捨五入していましたので、切り捨てで計算するように変更します。 ※Ver.15.20 ヘデータ変換後、「自用地の評価額」が1円少なくなる場合があります。

6-2. 定期借地権等の評価 通常取引価額② 端数処理不正(財産評価)

定期借地権等の評価で、「通常取引価額②」の端数処理を四捨五入していましたので、切り捨て で計算するように変更します。 ※Ver.15.20 ヘデータ変換後、「通常取引価額②」が1円少なくなる場合があります。

6-3. 立木の評価 「総合指数」の計算不正(財産評価)

山林・森林の立木の評価で、「総合等級の計算方法」で「総合指数」を選択している場合、「総 合等級(指数)」を小数点以下切り捨てで計算していましたので、小数点以下3桁まで計算する ように変更します。

※「総合等級の計算方法」で「総合等級表」を選択している場合は問題ありません。

6-4. 取引相場のない株式の評価 第5表 財務で追加した科目の連動不正(財産評価)

財務システムの「科目マスター設定」で、「貸借科目」に追加した科目(性質キーが同じ番号の 科目)がある場合、追加した科目の残高を取引相場のない株式の評価 第5表に連動していません でしたので、連動するように対応します。

6-5. 贈与税の修正申告 第二表でエラーが表示される(贈与税)

贈与税の修正申告で、相続時精算課税の設定が当初申告時から変更されていると、エラーが表示 されて、贈与税の申告書 第二表が表示されない場合がありましたので、対応します。

6-6. 種類別財産(債務)入力 その他の財産 立木等の端数処理不正(贈与税、相続税)

[種類別財産(債務)入力]→[その他の財産]→[立木]または[その他]で、共有持分が設定されている場合、「価額」の端数処理を四捨五入していましたので、切り捨てで計算するように変更します。
 ※Ver.15.20 ヘデータ変換後、共有持分が設定されている場合「価額」が1円少なくなる場合があります。

7. バージョンアップ後の確認事項

7-1. 旧バージョンデータ変換処理の実行

旧バージョンデータ(Ver.15.1)を Ver.15.2 へ一括でデータ変換します。Ver.15.2 ヘバージョン アップ後に「相続税 R4 H27」を起動すると、データ変換処理の前にバックアップの確認画面が表示されます。 [はい]をクリックしてください。



データ件数が多く、変換処理に時間がかかる場合は、**[キャンセル]**をクリックしてデータ変換 処理を中止することができます。 データ変換処理を中止した場合は、 [旧データ]アイコンが付いてい る案件を選択すると、データ変換 処理画面が表示されます。

[はい] をクリックするとデータ 変換処理が行われます。

ħ	相 データ変換確認						
1	15.20 バージョンのデータに変換します。 よろしいですか?						
	コード	SMPSZKS					
	氏名 サンブル 太郎						
	案件概要 サンプル 太郎様 財産評価						
	申告年月日 平成27.10.6						
	税目 財産評価						
	データ変換 🛛 🕅						
	15.20バージョンのデータに変換します。 データ変換の前にバックアップを行いますか?						

バックアップの確認画面で、**[はい]** をクリックしてください。

[いいえ] をクリックすると、旧バー ジョンデータのバックアップを作成 しないでデータ変換を実行します。

7-2. 贈与税第一表の二 非課税枠の見直し

相続税 R4 (Ver.15.1)の贈与案件で平成 27 年分の贈与財産を先行入力できます。 Ver.15.2 ヘバージョンアップ後は、住宅取得等資金の「非課税枠」が「適用なし」に変更されて いますので、贈与税改正に伴い変更された項目とあわせて見直してください。

8. フォルダー構成

■データベース

≠ └ R4_RDBデータベース格納フォルダー └ sozoku 3......相続税 R4 Ver.15 データフォルダー

■プログラム

¥

¥

L Program Files (64bitOS は Program Files(x86))

∟ Epson

└ R4

└ sozoku_3.....相続税 R4 Ver.15 プログラム格納フォルダー

以上、よろしくお願いします。